

決議案第4号

入札制度の更なる改革を求める決議

上記の決議案を次のとおり提出します。

平成29年9月15日

提出者	つくば市議会議員	塚本洋二
賛成者	つくば市議会議員	木村清隆
	〃	木村修寿
	〃	大久保勝弘

## 入札制度の更なる改革を求める決議

つくば市は平成 24 年 9 月から順次条件付一般競争入札の導入を行い、本年 9 月で 5 年が経過をしました。その実施の中で近年、最低制限価格と同一金額での入札が増加し、くじ引きにより落札者の決定が行われており、それらの状況に懸念する声も少なくありません。

また、先般示されました「つくば市入札制度見直し(案)」でも、最低制限価格の適用(現在 5000 万円未満)と予定価格の事前公表(現在建設工事 1500 万円未満)がそれぞれ 1 億円未満へと拡大の方針が示され、今後更に最低制限価格と同一金額での増加が予想されます。

この度の「つくば市入札制度見直し(案)」では、応札可能業者数は少なくとも 20 者程度や市内本店業者の受注機会の拡大及び均等化、また、ランク制の見直しによる入札参加機会の拡大を図る方針などは評価するところです。また研究努力している事業者が落札機会増への期待のもてる入札方法への変更と合わせて更なる公正性・透明性・競争性を高く目指した制度に向け改革が必要であると考えます。

そこで入札制度の更なる改革を進めるために、今回の見直し案とともに同一金額入札者増加に対し、つくば市の最低制限価格を最低制限基本価格として、応札後くじ引きに依るランダム係数表を基に出た数値と最低制限基本価格を掛けて算出された金額で落札者が決定される方式の採用を求めます。

以上、決議する。

平成 29 年 9 月 15 日

つくば市議会